

## 台湾による日本産食品の輸入規制の変遷

時期	内容
2011 年 3月 14 日	<p><b>【輸入規制の導入】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 42都道府県産の野菜・果実、水産物、海藻類、乳製品、飲料水、乳幼児用食品につき、通関時に全ロット検査</li> </ul>
2011 年 3月 26 日	<p><b>【輸入規制の導入】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5 県産（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県）食品（酒類を除く）の輸入を停止</li> </ul>
2011 年 12月	<p><b>【輸入規制の導入】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 42都道府県産の茶葉につき、通関時の全ロット検査対象品目に追加</li> </ul>
2015 年 5月 15 日	<p><b>【輸入規制を強化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5 県以外の 42 都道府県のすべての輸出食品（酒類を除く）につき、産地証明書の添付を義務化</li> <li>・ 以下の都府県の一部の製品につき、検査機関が発行する放射性物質検査報告書の添付を義務化             <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）岩手県、宮城県、東京都、愛媛県の水産品</li> <li>（2）東京都、静岡県、愛知県、大阪府の茶類産品</li> <li>（3）宮城県、埼玉県、東京都の乳製品、キャンディー、乳幼児用食品、ビスケット、穀類調製品等</li> </ol> </li> </ul>
2022 年 2月 21 日	<p><b>【輸入規制を一部緩和】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5 県産食品（酒類を除く）の輸入停止措置を野生鳥獣肉、キノコ類、コシアブラを除き、条件付き（放射性物質検査報告書及び産地証明書の添付、通関時の全ロット検査）で解除。</li> <li>・ 以下の都府県の一部の製品につき、検査機関が発行する放射性物質検査報告書の添付を義務化             <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）岩手県、宮城県の水産品</li> <li>（2）静岡県の茶類</li> <li>（3）宮城県、埼玉県、東京都の乳製品、乳幼児用食品</li> <li>（4）5 県の全ての食品（酒類を除く）</li> <li>（5）岩手県、宮城県、山梨県、静岡県のキノコ類</li> </ol> </li> <li>・ 42都道府県産の野菜・果実、水産物、海藻類、乳製品、飲料水、乳幼児用食品、茶葉は、全ロット検査から水際検査の結果等に応じて検査頻度を調整。</li> </ul>